



水戸光國公示羣臣條令

全

9
3307



明名家訓序

假設楠正成下諸士教

世渡りて月日人々の心でなすうらみ風俗の多
く無き人の改人すべし其志ありとも名も
是れは世にありて人々の心をなすうらみ風俗の多
く無き人の改人すべし其志ありとも名も
人々の心をなすうらみ風俗の多
く無き人の改人すべし其志ありとも名も
人々の心をなすうらみ風俗の多
く無き人の改人すべし其志ありとも名も

水田五郎平藏



9
3307



明君家訓序

假設楠正成下諸士教



去五味均平蔵

世澆季よ及ひく人の心すなからるる風俗日よ々々
里愚是れ改んるすはよ其器よある君出くいま
多給すてはしる人の力及ぬきふよあさしはよたる
人よかゝ里下知の詞よ習ひくおとひしるるとも條子
ととと記し自他の戒と守聊と其おの可るを
とととせよ家およびへるすさよとととて多神のいひ
とととるるおよとて書けりるなり假設楠正成下諸士教と



名はけりるるハかるとのつとまきしと及りねとも下と
て上よりいんす主縁あてはくくるといふを考ふり

本朝より人の上より居くさる者増ゆる人正成り
らんかこれハ正成り所地と爰ハ假設く筆端を起す
使とすまゝいふ意也唐の柳宗元集を又る設漁者對
智伯と題する文ありてこれよりよはる名つけるまゝ
一里よりいふ一あゝぬると起す一志を述るハ
莊周の寓言より起すことなきことあり

元祿五年正月十三日

室直清師禮文識

水戸黄門光國公示賜羣臣條令

一 今度愚意之趣一一左ふ書顯し各に申聞候故自今
以後某も各となういふ善ふ進之惡を改各々古の
忠臣義士にも不恥某も明君賢主の跡を慕ひ後代
まで君臣とふふ記をめぐにわく候様ふと眞
實に存入候各も某此心底を能能被致推察常常被
加意見諸事指引頼申外無他候勿論各其心得肝要
候然者古乃聖賢れ君さへ羣臣の諫を求たまふ
況某ことさされ者先祖の積善によりつゝ君位に登り
各乃上ふ居といつゝも生質不肖みて君され道
ふたういて各の心ふ背らん事朝夕恐入候某身の
行い領國の政諸事大小にわくを少も宜しかぬ

事又各存寄る儀遠慮なく其儘可申聞候其内國
政の義も假初も民臣も懸候得者小事も大切な
る義も候間各差圖を承る筈も候各も遠慮可有儀
ふも候但身の上之儀右之通申渡候而も某氣
にあつても可申與差扣へ被申儀可有之と無心元候
又ハ生質不肖も候間かやうに申候ても我身の惡
事を強諫められ候而不快の顔色見へ候事も可有
之候重而懲被申候様も致さる可申哉其段隨分嗜
可申候萬一其氣味見へ候も一旦此義もて始終の
心底も弓箭を以て只今申通も候總而某心底内外
之儀も付己の惡事を隠し申儀も無之候間見及聞
及被申處何事ふも候機嫌を不計諫言を頼申候

縱其事慥らふ事候とも虚實もハ不構候たと
ふは遊興を好候歟少もふても自由の振舞候歟女
色も耽候歟奥方も驕候歟己の威勢に募候歟才智
も夸候歟諫言を不用候歟賞罰不正候歟賢臣を遠
ざげ佞人を近はる候歟文道も疎候歟武備を忘る
候歟家臣百姓も至迄憐憫無之候歟無用の器物を
翫ひ候歟金銀を費候歟作事を好む候歟人力を破
り候歟かやうれ儀自分存寄之分も候此外もも被
思寄候事有之候も對顔之節直ふるも亦ハ
書付成共可被差越候尤申度事候も封候事尤も
候取次之もの少も延引候も可爲不届候勿論一
覽ふも不及其儘可達之候

一 凡家中之士貴賤の不擇學問を可致候學問とハ別
ニ替り申儀も無之候人をも所の道みて候得る朝
夕第一ニ可心得之處脇之様ハ心得學問不仕候と
ても其分と存罷在體ニ候不吟味之儀不過之候乍
去當代學問仕由申結句不學之人より劣り申もの
有之候其故ハ此人元來ハ乃ま才智よろる名
利の心深ふして人ハ不學なりと云るハ誠無念ニ
存書籍を取扱ひ少少學問の筋を知り故事共乃端
端覺へ候て人を侮り己ハ傲る助と致候才智有之
上に文藝も有之候得る善士之様見へ候得共實
ハ仁義の心なくして偏ニ盜人ハ振舞ニ候去るこ
を拔羣不學乃人ハ劣申候其外ハ或ハ詩文を以

くり或ハ書籍を翫て徒ハ日を渉る輩有之候是ハ
一向慰ニ仕まつてふ々何の益も無之事ハ候各ハ
申渡ハ右之無益之儀共みてハ無之候學問ハ右申
通人ハ所の道にて人と生きたる教もの是を不知
不行してハ偏ニ禽獸の有様ハ候然る朝夕乃衣
食より急用する儀と可心得候さて其修行の法
を身心ハ工夫して心乃向ふ所の邪正身ハ行ふ處
乃善惡此等乃吟味を以て心誠正しく身を脩め
て古の大賢君子も及ひ又それ人の心掛次第に
聖人にも至る道にて候先學問ハ此等之趣みて此
外ニ學問といふもの無之と心得候事肝要ニ候然
者書讀候も古の聖賢乃御詞或種として身心ハ工

夫をせん爲るれハ小學四書近思錄之類を熟讀い
き餘力あは五經なり及ひ其義理を尋一
字一句も今日此うハ引うけく悉く修行の爲
致候こそ眞の學問と可申候右之外ハ書籍の
不入事ふ候殊ハ四十以上の人の精力も
く候得る小學四書近思錄許ふて候乍然其段
氣根次第ハ候六七十七ハ八九十ハ大方老衰の事
ハ候得る大學論語までふくも又ハ大學一部
も自分に熟讀し其外ハ人乃物語よて聞候て
も同じ心よて候學問ハ文學以上の事に
文字乃上ハ有事めて無之候一日ありとも存命
の内ハ此道を悟候て相果候生ハ甲斐有之

候百年存命候共無學ふて人ハ道と不存候
何乃益多記事ハ候され志ある士ハ勤學油斷
仕ま候

一 各父母ハ孝順を盡し兄弟ハ友愛を專し親
族ハ遠類とゆめ筋目を不違懇申通し傍輩
ハ互ハ信を本とて心底ハ偽を不挾家僕ハ
憐憫を可被加候是等ハ肝要之儀よて候間常
心懸尤ハ候右申通學問被致候ハ聖賢之書ハ
皆此等之僉儀よて候某ハ口舌以費ハ候不
及事ハ候
一 家中之士常常懈らぬ節義を嗜可被申候
一言一行ハ士之道ハおわく不僉儀成事不可
過之候節義の嗜と申ハ口ハ偽を不言身ハ私
を不構心ハ私ハ不

あて外に飾るゝ作法不亂禮義正しく上は不諂下
を不慢己の約諾を不違人の患難を不見捨甲斐甲
斐敷た乃も假初も下さぬ乃賤き物語惡口
るゝ詞の端も不出さて恥を知本として首を
刎らるゝ共お乃きゝすぬゝ死事せぬ可死場ハ一
足もむゝを常に義理を重して其心鐵石のあゝゝ
なり物ゝゝを常にかと又温和慈愛ふして物乃哀を知
人ゝ情有を節義の士とば申候平生心懸たゝゝか
うかと日を送り候ゝ誠よ以ゝ古人れいとゆる
醉生夢死して候ゝや
一 士ハ右申通節義を嗜人柄貞信ふゝ候得ゝ世事
疎く起居振舞不調法よゝて物いむゝ候とゝも

一 士之疵ふて無之候少茂不苦候儀ゝ候當代之士多
ハ貞信無之ナシ恐オソふゝ當トキはゝゝ世事かゝゝ起
居振舞不見苦候故己の才智ふゝゝ自慢し貞
信ある者を還て初心ありと見降其有様輕薄なる
輩有之候其内老功ふて様子物靜に取はくろひ善
人柄も化ゝゝも有之候又不功ふゝ標氣に輕輕敷
見ゆるゝも有之候其品色色替り候ゝも皆同類乃
人ふゝかやうれ人才智有のゝゝ血氣もて去
せゝゝゝ似合ふ勇力も有けゝ候己の役義或ハ
傍輩の事ゝ付苦勞るゝ儀をも己の名利の頼有之
内ハ身も引受て精を出るゝのみて候夫故た乃も
志死人柄のやうふも見ゝ候得共元來佞人ふて一

筋の義理を守る心なく候故大事ふ掛てハ必時乃
模様を見合眞實の志ろ記とれめて候一命を捨て
専ら用ふ立申儀を致さる存とよ〜以候某の家
臣も如此乃人有之哉大の政教之妨ふ候周公
の才孟賁の勇候共少と珍重ふ不存候又世の結構
人と稱し申内は生質柔弱ありて才智となく禮法
と不存言行ふ付て正しき事を嫌ひ遊興酒宴に日
を送る輩有之候是ハさぬ〜以候人柄と顯き
候得る前の佞人〜ハ憎〜以候〜共某の政教
破り申處ハ朽〜事候此兩様之人の行ふ似
候〜ぬや〜に可被相嗜候
一家中之士別而禮讓謙退を本とす〜候昔文王ハ

鰥寡を〜以候〜とて賤敷志の男と女
をも侮らる〜其頃天下三分〜二をた〜ら〜
聖人よ〜て〜も如此〜候〜て夫〜
以下乃者い〜や〜れ〜死〜の〜侮る心有
〜候殊〜士〜いつ〜替る事ハ無之候時
乃仕合ふ〜貴賤のわ〜ら〜れ〜其差別ハ本〜
可有事〜候得共志〜れ〜と〜お〜乃〜貴きに夸
て事を〜め人を侮申體ハ〜に見苦敷
儀〜候縱〜參會之節人を上座〜す〜め己ハ下座
〜候〜可申候何程位列違〜候共式代會釋
〜なく上座〜あり〜申事用捨可有候一往〜二往
〜辭退〜及〜候而其上〜て〜免〜角〜候路次

を通り候節も此方々人を除人ハ此方を除るるを
本意ふく候己う供廻り多ふはうせ勢さかんふ振
舞候而小身なる者も無禮仕事不可有候左様之節
大身なるもれより諸事引さけ候てあそおとねし
くも見へ尤とも聞へ候此段ハ別而家老頭分の者
其外家中之歴歴心得可有儀も候

一 當代士之風俗質直朴素之氣味少く外見を飾り身
を饒も持たし候我同列又ハ下輩の者も對し候て
ハ尊位も取繕偏ふかさういふ木人形乃ことく見
へ候由及承候かやうにむつゝ取たり候ハ餘
りと苦勞なる儀もて候夫も士の作法も叶ひも
事も候ゝ尤も候士ハ分限より身を引さけ候て

諸事の仕方無造作も形をほろろい身を飾る心な
く候るも本意ふて候傳聞周公といやき士もて
も來るし云へる對面をゆる髪洗ひも時來れ
る髪を半洗ひく手みて握取るゝ出さるい食し
たまふ時來れも口も有食を吐て出さるり彼
周公ハ時乃天子成王の叔父も天下れ攝政もて
おとせも勢を忘まて形もかゝる如
無造作も振舞るもそり況少の所帶も持
尊位の體を致ハ偏も井の内乃蛙も昔より和漢
の間に世間を博見人情を能存候者もいひかや
うふむつゝ取るゝ振舞候や某の家臣と
るもれハ諸事も無造作もほろろいも可被

致候

一 昔孔子の門人子游魯乃武城に宰となりし時孔子
人を得たりやと尋むひりきほ子游答申けるハ澹
臺滅明と云者候路を行ふ必本道よりして捷徑を
不行公用よりしてされ終に某の家小不來候とて
是を以てよき人と定し也古人の風儀大方如此
候是式之儀に候得共滅明の心さぬ正しく鷹揚
して身の便を求めぬ才覺を專とせぬ己を枉て人
に諂ふぬ所顯きさぬらふ今時かやう乃者候
鈍なる振舞のやうに可申候又人乃頭として其下
乃者我方へ公用れ外附届無之候ハ不快と思ふ
るべき所ハ流石孔門の學者逆是を以て稱美を以て子

游ハ公を存心の程も知られ候如此ふくころを下
下乃賢否の有様も知れ申答に候かやうに儀をい
はせもとりしに無限やうに此事共候某論語を
讀候得る此所に至て大方感涙を押候某の家臣
たる者ハ家老頭分ハ子游を鏡に致し諸士ハ滅明を
手本小可致候させ侍事なきに家老頭分たるも
方へ音問無用候有るべきか其の禮法を盡して
居る處候家老頭分たるものも一圓下乃追從を
悦ばれ心得肝要候何と筋目も有之次第と
し死者ハ自分の志ハ尤も候某小代りて人を擇
ひ候節ハ親疎乃構ひなく其者ハ平生の行いと考
て善惡を定ハ家老頭分たる者の職分よて候本よ

り依怙鼻負ハ士之可仕義ふて無之候得共萬一左
様之仕方有之候ハ急度可遂詮議候能能可有心
得候

一 當代士之寄合を聞及候ハ多クハ賓主どもに禮義
を正さぬ譯もなれ事共口ふゆうせ聲高小笑ひ句
又も人の噂好色乃咄或ハ醉狂し或ハ小歌三味線
座上み取囃候族も有之候由ハ候是等ハ一つ
て士乃作法ハ候偏に下臈れ寄合して候士
の交ハ禮法正しく一言申出候も跡先をぬま
く多クハ古書の穿鑿義理乃物語を好く假初も
そくけハ體をせさぬこそ本意み候然とて
別して心安き友とハ互ふらぬ死打とけて語る

義ハ格別みて候其内ふも無行義をなと作法の能
とハ差別可有之候家中の士共寄合候節ハ右之趣
心得可有之候

一 家中之士武備を忘間鋪候武備とハ分限相應ハ人
馬其外武用の道具致所持射騎劔鎗の伎術も不案
内ハ無之體ハ稽古可有候但其道之師を致者之外
餘り精敷相究候儀ハ不用ハ候不斷手馴候様ハ可
致候軍法ハ常ハ僉議可有事ハ候但軍法之法令ハ
内内定置候通して候平生被致存知戰場ハ懸て失
念無之様可被心得候

一 武備を忘申さぬハ平生之嗜ふ候常體ハ安らう
に致罷在候てと其心得可有事ハ候然るに我

くや武備を不忘として少之儀も其思へく致さ
たる事ふもなれみそや候て異形み見へ申者有
之候も血氣は血氣はありされ一向に落著さる體
み候還而未練之士と可申候武士の嗜とハ心は有
事候去りて有事ふくハ無之候さきはよれ士ハ
姿物言還をやつうに少少の出入りハ心不懸
おほくハ堪忍を專と致候故ちハ誠たれしや
やうふ見へ候得共死ぬる場はかけてハ血氣は
そや申者ふよも越らる候一旦乃血氣めて下
臆さへ死さる候は候へる士之死する
ハ不珍事候最期迄も取志めて常れごとく聊
も愼る氣色無之一際いさ死し見ゆるごとく士

乃最期の下臆とちうひふ所にて候へおほく
武備ハ心懸候とも血氣はあり候其用心可被
致候

一 父母兄弟妻子等死去候節葬送之禮法古の
聖人乃定置るふとつとも今急難取行候追而
宜相計ひ可申出候先其内寺僧を頼候共火葬停止
候間其旨屹度相守誰ふ寄らぬ死去仕候一統
土葬ふ取置可申候相背との有之候屹度可申
付候

一 父母兄弟親族等死去之節喪服之月數聖人の御代
ふ父母ハ三年其外兄弟親族もそれみ成
法有之候某の家臣者ハ一統み聖人の法乃こ

とく喪服相勤申様と致度候得共是又急と執行ひ
かゝる時節を相待可申出候其内志有との三年乃
喪其外れ喪も古法の如く相勤度と願申者有之候
り、珍重と可存候其外父母と五十日兄弟親族も
俗令の被定置候通可被相勤候若不行義なる體承
候り、品ふより急度可申付候古ハ喪と云ハ必と
聲を上て泣悲と引籠り居申内ハ酒を不飲女色不
ちかつぐの歎の心までふく物事穩便より就
中父母乃喪ハ一代乃大事是と過ぬ悲と候其故ハ
父母れ骨肉を分し親と有之我身出來し本とて
候得と我身よりも大切なる儀と候其上襦袢の内
より膝下に撫育せられて成人れ後も二六時中忘

らふる隙なく哀多親まてに念頃るる志ハ泰山と
りも高く滄海よりも深く候それふも如き候り
十方を失ひ諸事打捨唯一筋の悲と心腸を傷裂を
る程小おろえ幾年月過候而も名残あり此れやみ
候るきや然るに當代の風俗それ砌哀傷乃顔色有
之候得共程過候へるもや父母乃事ハ打忘れ
おろき氣まを振舞纒の五十日越さへ假令も
いゝ深く歎くこれを見てハ結句鈍なる事の様
に申かやう乃儀と氣の弱きは武士れ法小あ
候女童たも譏候放逸無慙の有様と候是非もか
き風俗歎きても何れ有候今友達との内と介
抱と得志深者有之候とも夫も父母の恩愛もハ日

を同く語らぬ事少て候得て慇懃の禮を乃へ心
ふも難忘存間敷哉ゆて父母みはいうやうれ報
恩致候てもはきぬ事ふく候得ハ父母乃情餘り深
くして其詮議ニ不及候故無其儀候共名残をおく
み泣悲ひ候も子たる者れ深恩を思ひ情を感して
何とも忍ひ得ぬ故ニ候死する人に益の有と無と
乃穿鑿ふ及可申事少て無之候又武士ハ戰場ニ
懸て親をうたせ子をもきす親習ニ候得て左様
ニ心弱き武士の法み非とれ申分ると尤る^{カコツケ}詫言
ふく候得共是體乃事にかゝる哀を知らるてハ君
の恩人乃情をありし程も不存候何程氣強み
して武士れ法ニ叶ひし程と己を可存候得共一

向ニ頼母しうぬ士ふく候又兄弟ハ幼少より一
所ニ生立一日も不相離左右の手乃あたる物
みて親ははき候てハ誰う兄弟程も死にれ
候りんや其外乃親族をいひまも筋目候得ると
平生申通ニ候所ハ相果候而一向歎く氣色もな
殘念ハ存さる人ハ平生眞實さるぬ心乃程も志
き候尤恥敷事にく候

一 自今以後父母妻子兄弟其外親族之内國法を背き
罪科有之候を能承知仕共親しき者として申出
候り士の法とハ存間敷候且又一門乃みみり
以平生別て咄申候友達の内ふくも申出候儀是又
同心ニ不存候但し左様ニ國法背不忠之者志いて

隱置才覺を以て罪を遁候様と致候り、様子承届
罪科可申付候若又叛逆の巧い候、國の騷ふ
となり某大事ふも成程乃儀を國ふも不構某ふも
思ひかへ見遁し置申儀、以之外候其段ハ某
申付に不及各料簡可有之候夫程の儀めても子と
して父を申出候り、同心よ不存候君父ハ義理の
重き事何れ劣らぬ者ふて忠孝ハ偏闕か、此事よ
候其事此品により時乃首尾ふくむ子とふ者れ可
有料簡儀よて候一筋よ難申候縦父子兄弟とると
云共罪人をハ申出候様よ相定め候とて某、爲
ふも宜候得共士の風義ハ左様乃仕方ハ惡敷候總
て某、心底各之被立義理を某一人枉て忠節被

致候得り、努努不存候某、背りれても各の義理
さへ不違候得、於某よ珍重不存候
一家中乃士常寄合れ料理内内定置候通一汁一菜
それもなふりと麤相み越へ儀ハ無之候鹽梅取
合の善惡ハ左乃と挨拶ふも及間敷事よ候士れ寄
合遊ひ候ハ互み親しみを求むべく、或乃く意見
を聞て語り慰爲許よ候馳走とは亭主れ禮義調候
候而懇と饗すをこそ可申候當代ハ馳走とて料理
乃取合座上れ物數寄るに心を盡し隙を費し、
何の爲ふ候哉難心得候昔北條時頼ある宵乃間よ
平宣時を呼り、事有しふやかてと申る、直垂
の兔角せし程よ又使來り、若直垂なり、

そぬまや夜ふれて異様なりとも疾とありまは
たふ急ふ直垂内の儘ふくゆるまゝ小銚子に土器
取添持出て此酒を獨たふるんハさらくしるれ
申はる形り看るやなれ人ハ静りぬらんさりぬ
履き物や有といはく迄も求めぬとありまは
紙燭さしてらるゝを求め一程の臺所の棚に土
器小味噌のはきたる紙見出して是を求め得て
さあゝぬと申せまは事足るんとく心よく數獻
不及む興よいくを待ると吉田の兼好はは
を草に書載候時頼其頃天下の執權職よそかやう
に無造作みして身に榮耀なき振舞是小過する事
や候つき無比類殊勝の儀に候時頼程乃人にかや

うれ例異國にも不及承事な候土器につれまは味
噌をかめて酒を吞やまは事ハ今の世ハ下臈さ
へ不仕事み候得るはして少少乃所帯をも持候
まのハ思ひもま候少ある酒をとまに飲と
て早くも思ひ付て呼まは宣時と嘸嬉ま可
思候總して人ハ物を贈候まもゆるま候も不
圖心附て手軽く致候ふこそ誠の志ハ顯ま候事事
敷取はくはひまハ輕薄ま見えて不面白候幾度
まあかぬまのみ候宣時ハ夜まといま直垂取
求めまを時頼も遅遅まらま早推量して其ま
はまをまを使とせまはまて其頃の風俗假初
まも作法れ正し此事を知りぬ又時頼乃銚子土器

自身持出らまゝハ是ニ過る馳走や可有なきて
こゝろを屹と直垂を著て土器の味噌をるゝ宣
時々有様無類やゝゝ覺へ候人れをのりぬる
を起さばも下をいゝも有様候士の交
りハ今とてもかやうにありゝ物候
一家中の士綺羅を不可好武具馬具太刀刀も用ふ立
を專一と可仕候拵仕立も成程麤相も可仕候は
て常體乃衣裳をいゝやゝも不苦候免角麤相
も越る儀ハ無之候但し貴賤によりて衣裳のた
くハ別紙ニ定置候
一家中乃作事不可好畢竟風雨をいゝ候得て是
又麤相も越る事ハ無之候但分限ふり家乃大

小も格別りて候
一衣食住の外武士ハ武具馬具の用意なく不叶も
乃ふ候其外ハ常常用申器物ハ格別それも用に
立まれば結構るも一圓不入事候は
あゝ無益乃物用意不仕候ても其分候たゝへ
懸物茶碗茶入等之類多くをのり持候而何之用に
立申儀候や世ふ交る習候得て少ハ不苦儀候
得共それも一向も不構候もんハ結句あゝおふく
き方に可存候
一家中の士勝手續申様も諸事分限相應ふ致納る所
の分量を積り候て金銀の遣用を加減り候儀
尤も候若又親族等も貧窮をいゝ候歟又ハ他人

ふくも存知之者の内は致迷惑候而難見捨候故左
様之處不届ふく勝手能候ても士は本意にて無之
候右之趣めて勝手不調候り様子承届幾度も續
候様は可致候其外不慮乃不仕合にて勝手損し申
者は又格別ふく候それ時み當て相談可致候延引
候り可爲不届候

一 古より四民とて天下の人を士農工商之四品とわ
からせきそれくに主たる所乃職を勤申事ふく
候然るに農は耕作を勤て米穀を出し工は梓匠と
成て室屋を構へ或は陶冶とありて器物を造り商
は賣買をいひねり有無を通し此三民に天下の
用をたし申候叔義理と申それ一つをハ士乃職と

定申事ふく候此義理と申その色もろく臭もろき
それ故は彼三民乃所作と事替り候て屹とほつと
とふ人を定申ふ候ても其分之様ふ候得共此義
理乃筋目天下に亡ひ候ても人ふ廉恥の心なく
りたりひふ相欺き互は相掠めおるり畏憚所
もねく終るハ子と父を父とせ臣も君を君とせ
を大亂み及申事ふく候それゆへ士と申ものを立
て義理を守らせ彼三民の上は置申候平生手は遊
をめて居る百姓町人をあひあはさぬ推さ
げ候得共彼等此恐まうやまひ申事ハ士の職とす
る所乃尊き故ふく候然所は當代ハ士とて
くは利欲は耽り深く金銀を貪り町人等に對し

權柄を以て物を押かまむる輩有之候或ハ馬を好
ミ或ハ道具を嗜候體よもて取賣博勞の仕形みく是ハ左右乃僉儀
者さか々々取賣博勞の仕形みく是ハ左右乃僉儀
よ不及候又それ程ふらそなくとも大様己々勝手
成專みして人よ損ある事を不知諸事よ附て身勝
手にぬるまふそれおほくハかやうれ人常常利害
を乃勘辨し候故義理の方よハ必疎き者ふ
て候利あても害みくもそれ心置きて一筋
ふ志のほふ行ひ申よてあは義理ハ立申候され
て義理よ旋者ハ利欲み疎く利欲よ何れハ
義理み疎し義理ふさそを以て士とて利ふ何と
きを以く町人といふ士とて利欲にさそハ一向

うげらまぬ事ふて候さそを義理ふるとか多ハ死
と推量せられ候元來利欲の事を綺るよして潔き
振舞せん爲ふらそ君より常乃祿を給ひあふて
ハなく候哉左候し名字を捨弓箭を折て秤錘を
腰よもせぬ其儘士の様よて有るよ町人ハ所行
も難心得候昔公儀休と申それ魯よ仕急し時其家
乃菜園よある葵をくひくむまく覺へられそ即時
み植し葵を抜て捨候又家ふく織し布れよきを見
て機織し女を追出し其機を傷申候叔申候やうハ
士とる者の家に衣食を造りよは夫を業とする人
はいくくして其利を得て生産とせんやとりつり
其身魯國乃執權成も仕りあふ總して祿を食む

ものへ下民と利を争ふ事を誠々然と有り今某の家臣れ面面をれくに日來相應の祿を與へ置候而國中の百姓町人等假初も慮外致さる様堅く申付候然る上へ利欲乃志をさす廉恥の行を勵し百姓町人等と對し聊も恥敷振舞なく公儀休々昔をさすふる候猶又委く穿鑿致候り總而利欲と申時の金銀と不限所詮己の手寄を求め候皆利欲めて候たす一様様の事を執行候ても私乃手寄を以てすれとおほやめ義理を見く行ひ申ハ一念の上みて候毫釐乃差別候得共畢竟君子小人王霸治亂乃さうひも是よりわか候得末は千里乃誤りもなる申候去ふりて

義理の辨として先賢も委敷議論を顯し是を肝要乃事と沙汰し候各其書を読んで其儀を悟り油斷る工夫し候事なく候間今爰は省略せしめ候

家臣の面を以て... 而國中の百姓町人等假初... 堅く申付候然も上は利欲の志を... を働し百姓町人等上は利欲の志を... 休む昔を以て心多く假初又亦... 總而利欲は申時の金銀は無限... 皆利欲を以て候た... 傳誦せられたる訓... 禮を以て候た... 事も亦亦人をも訓... 義理の辨を以て...

明君家訓跋

京師の書坊茨城の某一日明君家訓と云ふ倭語の
文を携来く予ふんを〜む是ハ予ウ〜和
ク〜河北地ニあるて士のふるか〜との〜あ
ニある〜い〜免〜も〜と〜書志る〜 隨
の物也い〜りの人のれは〜書肆の〜
ぬら〜やいぶ〜も〜楠諸士教と名つ〜巻
端ニ序を加へ〜志〜お〜今此中と
〜る〜序をのせ〜て名〜易〜は誰

所為とつゝるをきくはさるゝよりて當代いつきの
諸侯の家中へ出せし條目よやと人の疑とのこゝ
又いあゝ思言をいふ人もあまは祊りくは予の原本の
すゝに翻刻ししより一語を得く巻尾よ
あゝいんるときめく清くすゝに峻拒とらる
を得てしてきあゝ應し泣ぬ

鳩巢老人書

文と對來くももく
京都の書が文庫の基一
肥後守信親

